

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 0 5 号
発行日 令和 3 年 3 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者
証の無効告示
(市民・国保課) . . . 1
 - 令和 2 年度綾部市総合教育会
議招集告示
(学校教育課) . . . 2
 - 地方税法に基づく市民税の申
告期限延長告示
(税務課) . . . 3
 - 令和 3 年綾部市議会 3 月定例
会招集告示
(総務課) . . . 4
 - 市道路線変更告示
(建設課) . . . 5
 - 市道路線供用開始告示
(建設課) . . . 6
 - 綾部市介護用品支給事業実施
要綱の一部改正
(高齢者支援課) . . . 7
 - 令和 3 年 3 月綾部市議会定例
会において議決を経た予算の
要領の公表
(財政課) . . . 13
 - 綾部市木造住宅耐震診断士派
遣事業実施要綱の一部改正
(建築課) . . . 14
- ### ○ 公 告
- 森林法に基づく綾部市森林整
備計画の縦覧について
(農林課) . . . 15
 - 公示送達
(市民・国保課) . . . 16

- 農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の縦
覧について
(農業委員会) . . . 17
 - 公示送達
(税務課) . . . 18
 - 綾部市中央公民館空調取替工
事公募型指名競争入札につい
て
(監理課) . . . 19
 - 中学校特別教室空調設備整備
工事条件付一般競争入札につ
いて
(監理課) . . . 30
 - 小学校特別教室空調設備整備
工事その 1 条件付一般競争入
札について
(監理課) . . . 41
 - 小学校特別教室空調設備整備
工事その 2 条件付一般競争入
札について
(監理課) . . . 52
 - 小・中学校特別教室空調設備
整備工事条件付一般競争入札
について
(監理課) . . . 63
 - 綾部市下水道排水設備指定業
者規程に基づく指定業者の公
表
(下水道課) . . . 73
- ### ○ 教育委員会告示
- 令和 2 年度第 1 3 回綾部市教
育委員会招集告示
. . . 74

○選挙管理委員会告示

- ・令和3年2月20日執行予定の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の記載順序を定めるくじを行う日時及び場所
・・・75
- ・綾部市十倉財産区議会議員選挙の期日及び選挙すべき議員の数
・・・76
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任
・・・77
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において使用する選挙長の印
・・・78
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における街頭演説用標旗等の配色
・・・79
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において用いる投票用紙の様式
・・・80
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任
・・・82
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票所
・・・83
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における選挙会の日時及び場所
・・・84
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における開票の事務
・・・85
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額
・・・86
- ・令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において当選した当選人の住所及び氏名
・・・87
- ・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数
・・・88
- ・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数
・・・89
- ・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数
・・・90

綾部市告示第14号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和3年2月3日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾0406-42001	昭和62年 4月15日
令和 2年 4月 1日	綾0517-85039	昭和25年 5月 4日
令和 2年 4月 1日	綾0827-31022	昭和39年 5月 6日
令和 2年 4月 1日	綾0828-81001	昭和27年 6月10日

綾部市告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定により、令和2年度綾部市総合教育会議を次のとおり招集する。

令和3年2月3日

綾部市長 山崎善也

- 1 日 時 令和3年2月5日（金） 午前9時30分から
- 2 場 所 綾部市立綾部中学校 会議室
- 3 協議事項 「あい」のある未来の教室に向けて
～綾部市のGIGAスクール構想の具現化～

綾部市告示第16号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び綾部市市税条例（昭和37年綾部市条例第13号）第8条の2第1項の規定に基づき、同法第317条の2及び同条例第26条の規定に基づく市民税の申告について、その期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月10日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 3 年 2 月 2 6 日
綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 2 3 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 2 月 2 2 日から令和 3 年 3 月 8 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 6 2 4	斉神社線	下八田町上澤 1 0 番 6 下八田町上澤 7 番 3	57.52	前	最大 4.19 最小 4.13
				後	最大 9.00 最小 9.00

綾部市告示第 2 4 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 2 2 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 2 月 2 2 日から令和 3 年 3 月 8 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 6 2 4	斉神社線	下八田町上澤 1 0 番 6	下八田町上澤 7 番 3

綾部市告示第 2 5 号

綾部市介護用品支給事業実施要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条中「要介護 3」を「要介護 3（認定調査票の「排尿」又は「排便」いずれかの項目において「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」に該当する者に限る。）」に改め、「本市に住所を有し」の次に「、市府民税が非課税であり」を加える。

第 3 条中「月額 3, 0 0 0 円を限度に現物支給する」を「月額 2, 7 0 0 円分の綾部市介護用品支給チケットを交付する」に改める。

第 9 条を削る。

第 8 条第 1 項中「介護用品の支給を受けた者（以下「受給者」という。）」を「チケットの交付を受けた者」に、「介護用品の支給資格」を「受給資格」に改め、同項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) チケットの転売、他人への譲渡など不正な使用があったとき。

(4) 虚偽の申請により不正にチケットを取得したとき。

第 8 条第 2 項を削り、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(交付開始及び方法)

第 8 条 チケットの交付は、所長が申請書を受理した日の属する月の翌月から開始するものとする。

2 チケットは、半期ごとに 6 か月分を交付するものとする。ただし、各半期の途中から交付が開始となる場合については次回の交付までの残りの月数分を交付するものとする。

第 7 条を削り、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「その者の世帯の状況等」を「申請月の月末時点の課税状況等」に改め、同条第 2 項中「老人介護支援センター（老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設としての老人介護支援センターをいう。）及び」を削り、「指定居宅介護支援事業者」の次に「及び法第 1 1 5 条の 4 6 に規定する地域包括支援センター」を加え、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(介護用品支給チケット)

第 5 条 介護用品支給チケット（以下「チケット」という。）は、別に定める綾部市内の介護用品販売店等において使用することができる。

2 チケットは 1 枚 9 0 0 円券とし、券面金額の合計額が介護用品の購入の対価を上回るときは、当該上回る部分に係るチケットについては使用することができない。

3 チケットの有効期間は、支給決定日の属する年度の末日までとする。

4 チケットの交付を受けた者が第 9 条により支給対象者でなくなったときは、速やかに

未使用のチケットを所長に返還しなければならない。

- 5 チケットは、原則再交付は行わない。ただし、紛失等で交付したチケットの利用がないと確認できた時に限り再交付することができる。また、汚損、破損の場合は、同一枚数と交換することができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市介護用品支給申請書

綾部市福祉事務所長 様

申請者 住 所
氏 名
要介護者との続柄（ ）
（電話 ー ）

綾部市介護用品支給事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

要 介 護 者	ふりがな 氏 名		性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	綾部市 (電話 ー)				
要介護認定結果		要介護 3		要介護 4		要介護 5
認 定 期 間		年 月 日 ~		年 月 日		
支給を希望する 介 護 用 品		紙おむつ・おむつカバー・尿取りパッド・使い捨て手袋 ・清拭用品・ドライシャンプー・その他（ ）				
介護用品が必要 な理由（要介護 者の状態等）						
課税情報及び 認定調査票の 閲覧の同意欄		支給決定時及び半期ごとの支給時に必要とする要介護者の市府民 税の税務情報及び申請時点の認定調査票を閲覧されることに同意し ます。 要介護者氏名 _____ ㊞ （要介護者本人の署名が困難な場合） 代筆者氏名 _____ ㊞				

市町村確認欄

要介護者の市府民税課税状況（課税 ・ 非課税） 要介護 3 の方のみ 排尿項目（全介助・一部介助・見守り・介助されていない） 排便項目（全介助・一部介助・見守り・介助されていない）

様式第2号（その1）を次のように改める。

様式第2号（その1）（第7条関係）

綾部市介護用品支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

綾部市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました介護用品の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	ふりがな 氏 名		性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	綾部市 (電話 —)				
支給開始日		年 月 日から				
備 考						

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 2 号（その 2）中「（第 6 条関係）」を「（第 7 条関係）」に改める。
様式第 3 号を削る。

附 則

この告示は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 1 日

綾部市長 山崎 善也

令和 2 年度綾部市一般会計補正予算（第 11 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 27 号

綾部市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成 18 年綾部市告示第 80 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 3 号中「京都府木造住宅耐震診断事業費」を「京都府住宅耐震診断事業費」に、「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

綾部市公告第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により綾部市森林整備計画を樹立したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項及び第10条の5第7項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を縦覧に供する。

なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、綾部市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和3年2月5日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市役所農林商工部農林課

2 縦覧期間

令和3年2月5日から令和3年3月5日まで

綾部市公告第10号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和3年2月10日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和 3 年 2 月 1 5 日から令和 3 年 2 月 2 8 日まで

綾部市公告第 1 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 3 号

中央公民館改修事業、綾部市中央公民館空調取替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 3 年 3 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 2 1 2 4 号
- (2) 工 事 名 綾部市中央公民館空調取替工事
- (3) 工事場所 綾部市里町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、新型コロナウイルス感染予防対策及び拡大防止に必要な施設改修として、綾部市中央公民館の空調設備を改修するものです。既存施設を利用しながらの工事であり、施設利用者等への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 空調設備改修
 冷暖房設備改修 一式
 全熱交換機設置 4 0 箇所
- (6) 予定工期 令和 3 年 3 月 3 0 日から
 令和 3 年 3 月 3 1 日まで（2 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に電気工事の A 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を電気工事について受けているものであること。
- (4) 令和 2 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、電気工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (5) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額5,000万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の電気工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 電気工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式一1)とともに「公募型指名競争入札参加申請書」(別記様式一2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式一3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和3年3月1日(月)午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は380円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和3年3月4日（木）午前9時から午後6時まで
令和3年3月5日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で3月4日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和3年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和3年3月11日（木）から
令和3年3月12日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和3年3月16日（火）正午までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和3年3月19日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年3月22日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年3月23日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

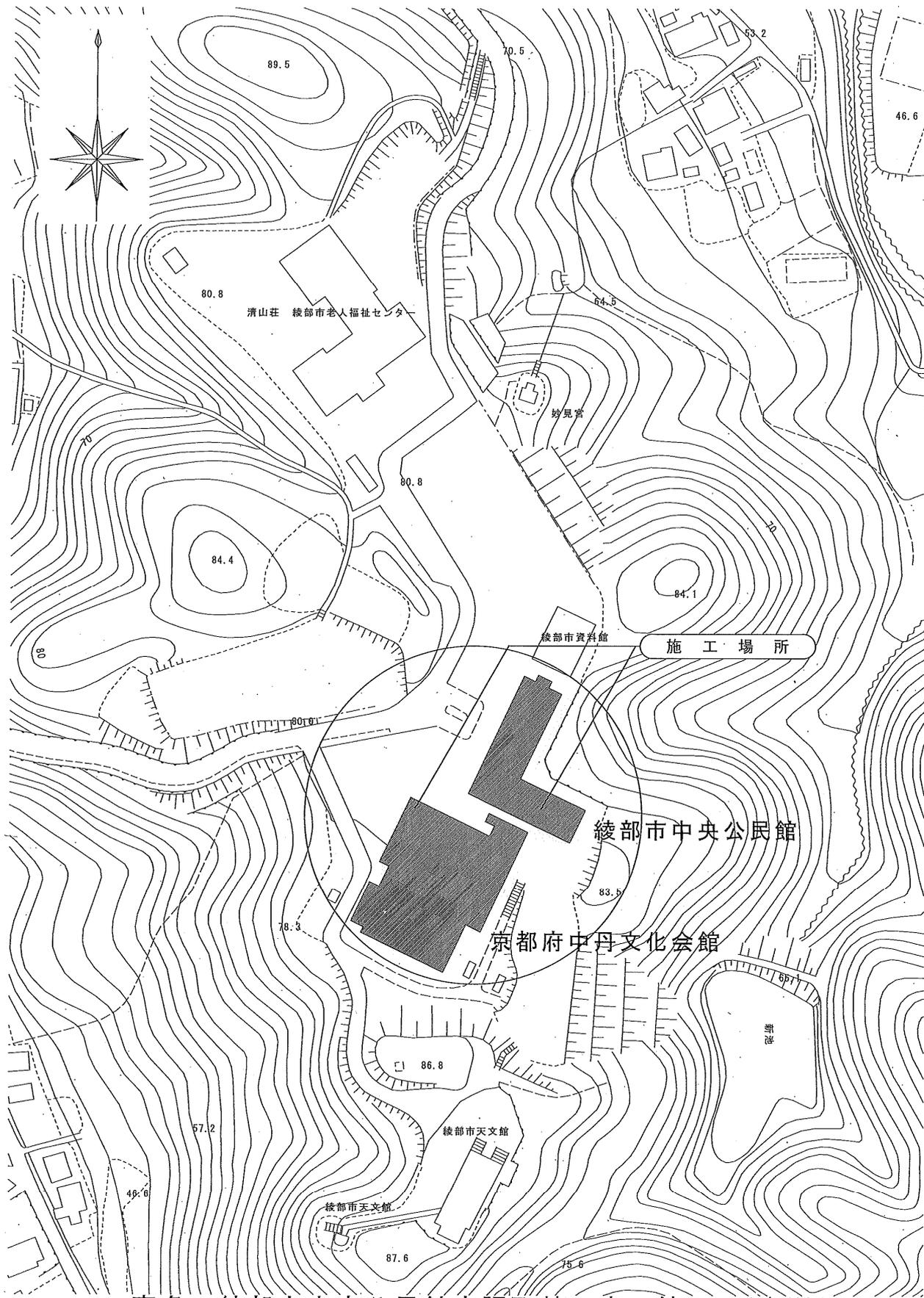
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置



工事名：綾部市中央公民館空調取替工事 縮尺 1/2500

綾部市公告第14号

中学校空調設備整備事業、中学校特別教室空調設備整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年3月1日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 125号
- (2) 工 事 名 中学校特別教室空調設備整備工事
- (3) 工事場所 綾部市宮代町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 理科室空調機設置
- | | | | |
|-------|-----|-------|----|
| 綾部中学校 | 天吊形 | 同時ツイン | 4組 |
| 八田中学校 | 天吊形 | 同時フォー | 1組 |
| 豊里中学校 | 天吊形 | 同時ツイン | 1組 |
| 何北中学校 | 天吊形 | 同時ツイン | 1組 |
- (5) 予定工期 令和3年3月30日から
令和3年3月31日まで（2日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年3月1日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は550円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年3月4日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年3月5日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月4日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年3月11日（木）から

令和3年3月12日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和3年3月16日(火)正午までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和3年3月19日(金)午前9時から午後6時まで
令和3年3月22日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年3月23日(火)午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

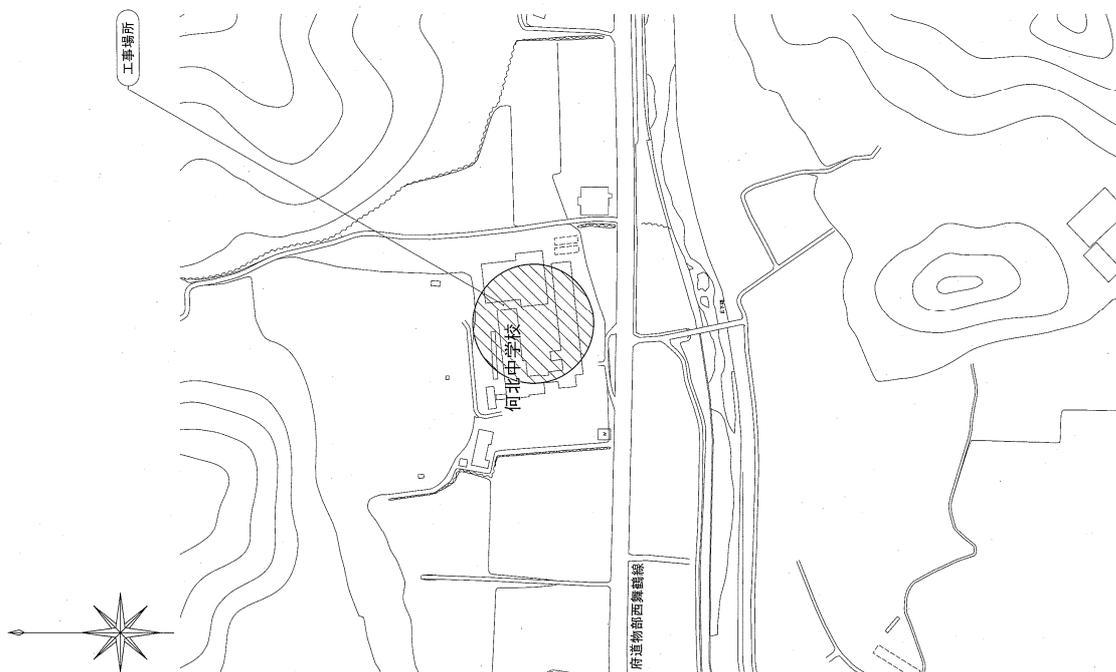
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

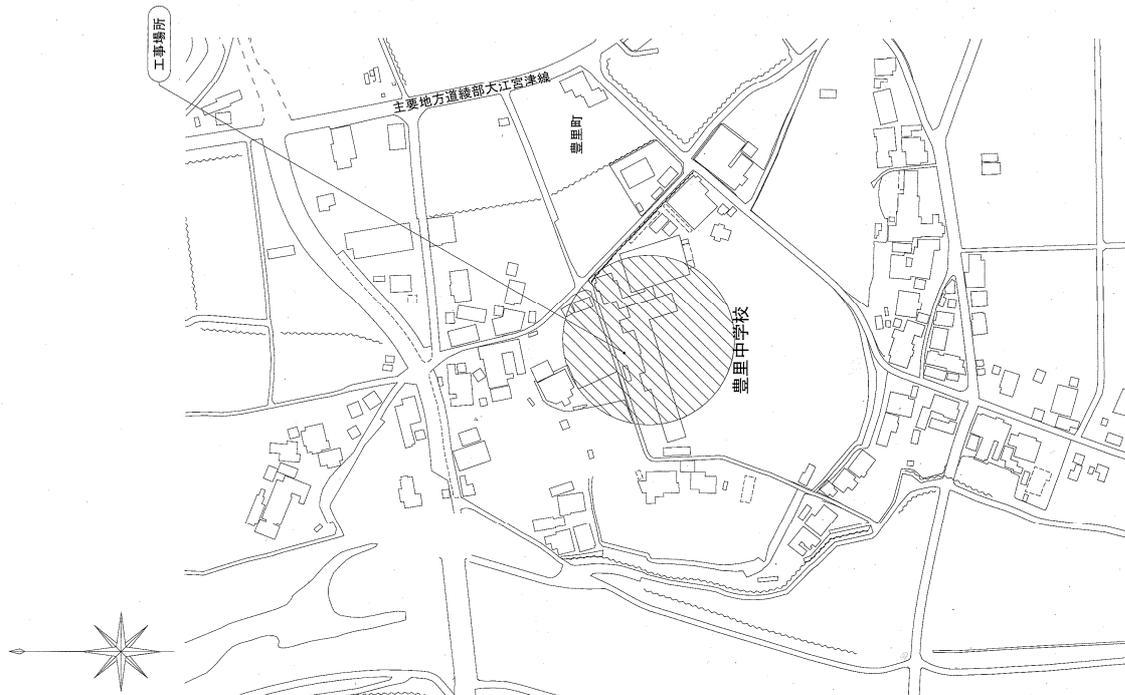
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



何北中学校付近見取り図 1/2,500



豊里中学校付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第 15 号

小学校空調設備整備事業、小学校特別教室空調設備整備工事 その1に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年3月1日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第502 126号 |
| (2) 工 事 名 | 小学校特別教室空調設備整備工事 その1 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 理科室空調機設置 |
| | 綾部小学校 天吊形 同時ツイン 1組 |
| | 天吊形 同時トリプル 1組 |
| | 吉美小学校 天吊形 同時ツイン 1組 |
| | 西八田小学校 天吊形 同時ツイン 1組 |
| | 東八田小学校 天吊形 同時ツイン 1組 |
| (5) 予定工期 | 令和3年3月30日から
令和3年3月31日まで (2日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年3月1日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は620円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年3月4日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年3月5日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月4日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年3月11日（木）から

令和3年3月12日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和3年3月16日（火）正午までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和3年3月19日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年3月22日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年3月23日（火）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

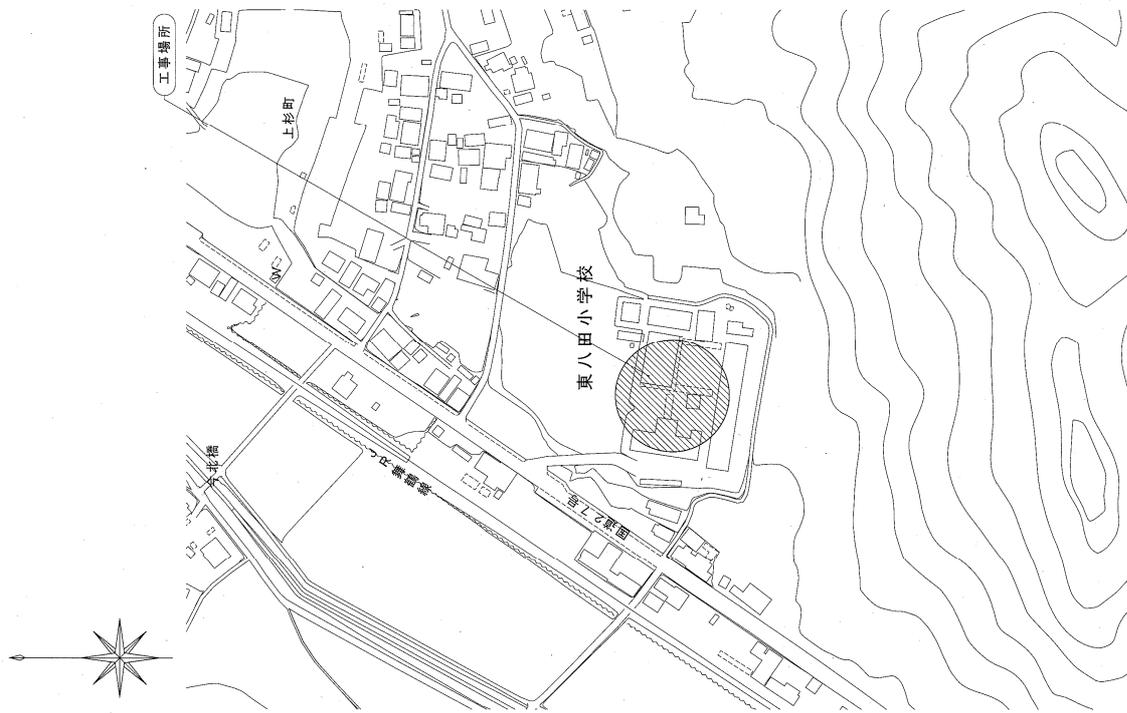
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

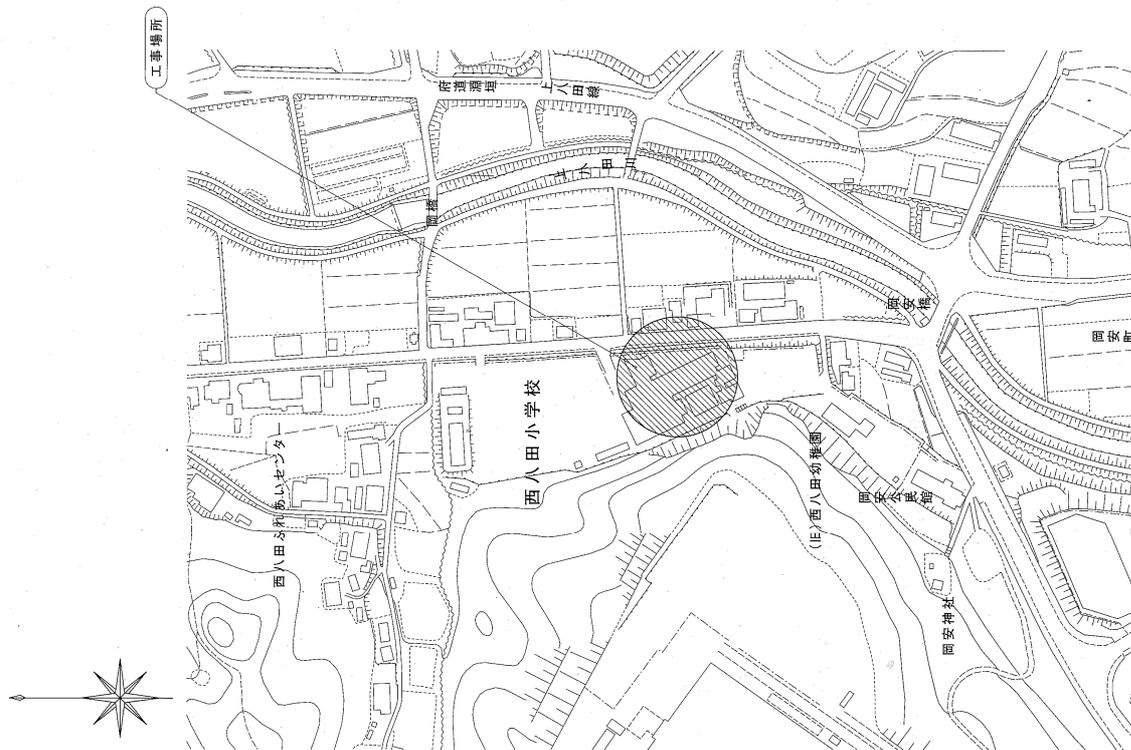
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



東八田小学校付近見取り図 1/2,500



西八田小学校付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第16号

小学校空調設備整備事業、小学校特別教室空調設備整備工事 その2に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年3月1日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第502 127号 |
| (2) 工 事 名 | 小学校特別教室空調設備整備工事 その2 |
| (3) 工事場所 | 綾部市大島町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 理科室空調機設置 |
| | 中筋小学校 天吊形 同時トリプル 1組 |
| | 豊里小学校 天吊形 同時ツイン 1組 |
| | 物部小学校 天吊形 同時ツイン 1組 |
| | 志賀小学校 天吊形 同時ツイン 1組 |
| (5) 予定工期 | 令和3年3月30日から
令和3年3月31日まで (2日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年3月1日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は650円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年3月4日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年3月5日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月4日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年3月11日（木）から

令和3年3月12日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和3年3月16日(火)正午までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和3年3月19日(金)午前9時から午後6時まで
令和3年3月22日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年3月23日(火)午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

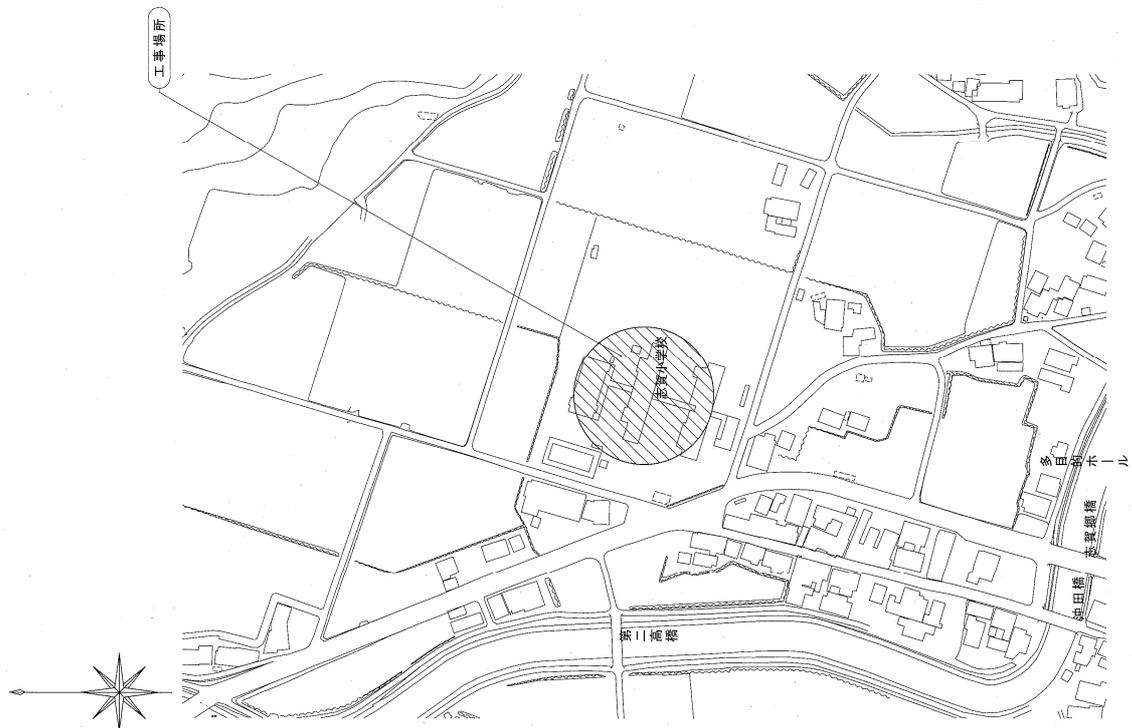
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



志重小学校付近見取り図 1/2,500



物部小学校付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第 17 号

小学校空調設備整備事業及び中学校空調設備整備事業の小・中学校特別教室空調設備整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 3 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 502 128 号 |
| (2) 工 事 名 | 小・中学校特別教室空調設備整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市鷹栖町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 理科室空調機設置
東綾小・中学校 天カセ 4 方向 同時ツイン 1 組
上林小・中学校 天吊形 2 組 |
| (5) 予定工期 | 令和 3 年 3 月 30 日から
令和 3 年 3 月 31 日まで（2 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年3月1日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は370円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年3月4日(木) 午前9時から午後6時まで

令和3年3月5日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で3月4日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年3月11日(木) から

令和3年3月12日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年3月16日(火) 正午までに京都府入札情報公開システムに

掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年3月19日(金) 午前9時から午後6時まで
令和3年3月22日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出3月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年3月23日(火) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

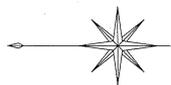
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



上林小学校、上林中学校付近見取り図 1/5,000



東林小学校、東林中学校付近見取り図 1/5,000

綾部市公告第18号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第1号に基づく指定業者を次により公表します。

令和3年3月1日

綾部市長 山崎善也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
足立設備	足立均	舞鶴市字今田1219番地の1	令和3年3月1日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
218	足立設備	足立均	舞鶴市字今田1219番地の1	1

綾部市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第13回（2月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和3年2月25日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和3年2月26日（金）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第1号 管理職人事議案について
 - ・議第2号 令和3年度綾部市一般会計予算について
 - ・議第3号 令和2年度綾部市一般会計補正予算（第12号）について
- 4 報告事項
 - ・指導の重点について
- 5 事務連絡

綾部市選挙管理委員会告示第1号

令和3年2月20日執行予定の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の記載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和3年2月5日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

1 日 時 令和3年2月15日 午後5時30分

2 場 所 綾部市役所

綾部市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法第268条の規定により行う綾部市十倉財産区議会議員選挙の期日及び選挙すべき議員の数を次のように定める。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- 1 選挙日 令和3年2月20日
- 2 選挙すべき議員の数 8人

綾部市選挙管理委員会告示第3号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任する。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

記

1 選挙長

住 所 綾部市十倉中町上川原75番地
氏 名 橋 本 隆

2 選挙長職務代理者

住 所 綾部市十倉志茂町竹ヶ鼻7番地
氏 名 渡 邊 眞 人

綾部市選挙管理委員会告示第4号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において使用する選挙長の印を次のように定める。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道



綾部市選挙管理委員会告示第5号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会

委員長 高野俊道

街頭演説用標旗	白地に黒文字
街頭演説用腕章	白地に黒文字
自動車乗員用腕章	白地に黒文字
自動車表示板	白地に黒文字
拡声機表示板	白地に黒文字

綾部市選挙管理委員会告示第6号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

綾部市十倉財産区議会議員選挙投票用紙

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p>(注 意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>綾部市十倉財産区議会議員選挙投票</p> <p>綾部市選 挙管理委 員会之印</p>
--------------------------------------	---	---

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市十倉財産区議会議員選挙点字投票用紙

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p>(注 意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>綾部市十倉財産区議会議員選挙投票</p> <p>綾部市選 挙管理委 員会之印</p>	<p>点 字 投 票</p>
--------------------------------------	---	---	----------------------------

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市選挙管理委員会告示第7号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任する。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会

委員長 高野俊道

1 投票管理者

住 所 綾部市十倉中町上川原83番地
氏 名 渡 邊 逸 郎

2 投票管理者職務代理者

住 所 綾部市十倉向町仲村37番地
氏 名 柳 田 嘉 宏

綾部市選挙管理委員会告示第8号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における投票所を次のように定める。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- 1 施設の名称 十倉財産区公会堂
- 2 施設の所在地 綾部市十倉中町上川原71番地の3

綾部市選挙管理委員会告示第9号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のように定める。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会

委員長 高野俊道

1 日 時 令和3年2月20日 午後9時00分から

2 場 所 十倉財産区公会堂

3 無投票の場合

(1) 日 時 令和3年2月20日 午後1時30分から

(2) 場 所 十倉財産区公会堂

綾部市選挙管理委員会告示第10号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会

委員長 高野俊道

綾部市選挙管理委員会告示第11号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和3年2月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

936,700円

綾部市選挙管理委員会告示第12号

令和3年2月20日執行の綾部市十倉財産区議会議員選挙において当選した当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

令和3年2月20日

綾部市選挙管理委員会

委員長 高野俊道

住 所	氏 名
綾部市十倉向町小松谷10番地	馬 田 久 夫
綾部市十倉中町小谷5番地	川 端 勇 夫
綾部市十倉名畑町名畠53番地	高 雄 規 彦
綾部市十倉志茂町小仲27番地	齊 藤 良 博
綾部市十倉名畑町名畠17番地の1	白波瀬 悦 夫
綾部市十倉志茂町宮ノ前15番地	渡 辺 均
綾部市十倉中町張田37番地	川 端 省 三
綾部市十倉向町仲村2番地	齋 井 隆 司

綾部市選挙管理委員会告示第13号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

559人

綾部市選挙管理委員会告示第14号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,311人

綾部市選挙管理委員会告示第15号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,656人